議案第２２号

調布市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和　７　年　２　月２８日

提出者　調布市長　長　友　貴　樹

提案理由

児童発達支援の利用時間並びに子どもの一時的な養育及び保護を行う事業の使用料を改めるため，提案するものであります。

調布市条例第　　　号

調布市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

調布市子ども発達センター条例（平成２１年調布市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号イ中「午後２時３０分」を「午後２時３０分（延長支援を行う場合にあっては，午後４時３０分）」に改め，同条第４号ア中「（以下「日曜日等」という。）」を削り，同号イ中「（以下「平日」という。）」を削る。

第８条第１項第２号中「及び第５条第１項第９号に掲げる者が第２条第９号に掲げる事業を利用する場合　別表に定める額」を「　１時間（１時間に満たない場合は，これを１時間とする。以下同じ。）当たり１００円」に改め，同項に次の１号を加える。

(3)　第５条第１項第９号に掲げる者が第２条第９号に掲げる事業を利用する場合　１時間当たり２００円

別表を削る。

附　則

１　この条例は，令和７年６月１日から施行する。

２　この条例による改正後の調布市子ども発達センター条例の規定は，この条例の施行の日以後の発達センターの利用に係るものについて適用し，同日前の発達センターの利用に係るものについては，なお従前の例による。